

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る
第4回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年8月30日（金）、国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第4回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご確認ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 矢島次長、入柿課長
金融業務部： 藤田課長
開発業務部： 武貞調査役
環境審査室： 高岡課長、五辺調査役

ゲストスピーカー：（社）東京産業廃棄物協会 小栗 英夫氏

矢島次長より冒頭挨拶

東京都における公害紛争処理制度とその運用

（小栗専務理事）

ただ今、紹介いただきました、現在は東京産業廃棄物協会の専務理事をやっております小栗と申します。実は私、今年の5月に東京都を退職しまして、現在こちらにまいっております。東京都のほうでは、いわゆる公害の苦情相談とか、そういった仕事を5、6年担当しておりました。公害審査会につきましても、直接的に3年ほど実務を担当しておりました。その経験を踏まえましてお話を申し上げたいと思います。きょう、お話することが皆様のお役に立つかどうか、ちょっと心もとない部分がございますが、東京都が行っております公害審査会、その内容についてご説明をさせていただきます。

お手元にレジュメをお配りしてございます。まず公害苦情相談の話でございますが、実は最近、この数年間は約9,000件ぐらいの公害に関する苦情がございます。公害がたいへん激しかった頃、昭和40年代ですが、年間2万件近くの公害の苦情が東京都あるいは区市町村へ寄せられまして、その対応策に職員が追われていたという時代がございます。現在は、その半分ぐらいになっております。苦情も昔は工場からの公害に対する苦情が多くございましたが、最近では、いわゆる近隣の公害相談というものが多くなっております。

そういった苦情がありますと、東京都の職員あるいは区市町村の公害担当の職員がその現場に行きまして、いろいろな調査をし、いろいろ指導するわけですが、その甲斐もなく、その苦情が収まらないということがございました。そこで、ここがございます東京都公害審査会に相談が持ちかけられまして、ここで調整・調停等の作業を行うわけでございます。この公害審査会といいますのは、苦情が起こってすぐこちらへ持って行くわけではなくて、区市町村の窓口あるいは東京都の窓口で解決の見通しがたないもの、ただ第三者の介入があることによって、その解決が図られる可能性があるものについて調整をするわけでございます。都道府県すべてにあります。この公害審査会は公正であり中立であるという立場から調停を行うわけでございます。話し合いによる解決をそこで図ろうというものでございます。この審査会で調整を行いますのは斡旋あるいは調停・仲裁という三つのシステムがあります。国のほうに中央の調停委員会がありますが、ここでは裁定という手続きを行っています。都道府県でやりますのは斡

旋・調停・仲裁でございます。

その審査会のメンバーでございますが、15名の審査委員がおります。この15名でございますが、大きく分けまして弁護士、法曹界から5名参加します。それからマスコミ関係が2名、それから公衆衛生の立場からの委員が3名、あと大気、水質、音の専門家が5名ということで、それぞれ例えば弁護士5名でございますが、東京には三つの弁護士会があります。第1、第2それから東弁と、それぞれの弁護士会に推薦を依頼いたしまして、推薦のあった方を委員として任命する、あるいはジャーナリストについては論説委員クラスの方、公衆衛生については、それぞれ公衆衛生に学会等でいろいろ活躍をされている方、等々でございます。この15名の方につきまして推薦をいただきましたものを、まず事務的な整理を行った末に、東京都議会にこの委員を任命したいということで同意を求めます。この同意を求めますのは、例えば教育委員とか、あるいは収用委員会の委員とか、中立的な立場で物事を判断していただく委員については、議会の承認を得てはじめてその委嘱ができるシステムになっておりまして、この公害審査会の委員につきましても議会の同意を求められています。

そこで審査会が扱う紛争でございますが、まず相当範囲にわたる公害であるということでございます。人的あるいは地域的に広がりがある問題、これが一つの要件でございます。それから公害審査会という名前が付いておりまして、範囲は典型7公害に限定されております。自然保護とか、あるいは廃棄物問題、そういった問題については、この審査会では取り扱われない。ただそれが例えば廃棄物問題で臭いがする、あるいはそれを燃やすために大気汚染が発生しているというような問題があれば当然そこから典型7公害に引っ掛かりますので、この対象になるとということでございます。

それから民事上の紛争であるということが条件でございます。例えば行政上の問題、これを認可すべきでない、あるいは許可すべきでないというような問題が審査会に提起されましても、これについては受付ができないという形になります。

そこでどういう形で調停が行われるかという話でございますが、まず、その他に先ほど申しました斡旋とか仲裁というのがありますが、東京都の場合ほとんどこれまで例としては調停というものがほとんどでございました。調停というのは、ここに書いてありますように、当事者双方の互譲の合意に基づいて紛争を解決する手続きということでございまして、お互いにいろいろ話し合いをしながら合意点を見つけていくという作業が行われます。その間に、委員については現場の確認あるいはそれぞれの当事者から話を聞く、両者を集めて話をさせる、というような手続きが行われまして、お互いの合意点を見つけたという作業をするのがこの審査会の主な役割ということになります。

当事者同士の合意が成立した場合には調停書を作成いたしまして、お互いにこのことについて確認をした合意をした、お互いに今後互譲の精神をもってこの問題の解決に努めるというような内容の調停書が作成されまして解決という形になります。

その次のページに調停手続きの流れを図示してございます。左側に申請人ということが書いてありますが、まずはこの申請者のほうから、「こういった問題について私は困っております」、あるいは「こういったことが起こると困ります」ということが調停申請という形で公害審査会へ申請がなされます。それに基づいて相手方がありますから、それを被申請人に書類を送付して、「こういった問題が提起されております」という形の伝達をいたします。それに基づいて、公害審査会15名の委員の中から3名の調停委員を指名いたします。一般的には弁護士の方が必ず1名中に入る、あと1名は環境専門家、あとジャーナリスト、公衆衛生の中から1人というような組み合わせで、基本的には3名の調停委員が指名されます。その3名の調停委員を指名した際に申請人のほうに、「この方々が今回のあなたの申請のあったものを調停する委員でございます」という通知を出します。3人の調停委員が指名されますと、調停委員会が開かれるわけでございますが、調停委員会では、ここにありますようなことを具体的に行っております。

まず、なぜそのような苦情を申し立てたのか。逆に言いますと、被申請人に対して、なぜそのような状況になっているのかという確認をいたします。あわせて、これは必ずある話ですが、現地調査を行う。それから例えば被申請人、発生原因者に対して、このような形で対応すれば、

あなたが起こしている加害行為というものが少なくなるでしょうというような助言を行いまして、その中で両者の合意を求めていくわけでございます。

そこでその際に、例えば参考人あるいは関係人を呼びまして、客観的な事実あるいはその公害防止対策に対する技術的な援助であるとか、そういったものをいただきまして、調停委員会全体として委員3名が協議いたしまして調停案を両者に提示いたします。申請人、被申請人に提示をいたしまして、この内容で合意ができるかという問いかけをいたします。それに対して合意が成立したということになりますと、先ほど申し上げました調停書というものができまして、署名捺印して調停が成立するというところでございます。残念ながら合意が得られなかった場合には、調停を打ち切るという形になります。これ以上話をしても合意ができない。その場合には、調停を継続しても進展しないということから調停を打ち切るということがございます。

大きく分けてその二つの方式でございしますが、最近の公害審査会にかかっている案件を見ていきますと、私がやっておりました平成8年、9年、10年頃は、一般のものも当然ございました。例えば隣の焼鳥屋さんのおいが……、という話まで公害調停審査会に乗ることがありますが、私がやっていたときに大きな問題としては、一つは豊島の池袋のすぐ近くに清掃工場ができました。この清掃工場に関するいろいろな条件が曖昧なので、さらに調査をするようにというような形の調停申請がありました。これが一つ、それから二つ目は墨田の清掃工場、これも公害審査会にかかりました。それからもう一つは杉並のゴミの中継所がございまして、この問題についての調停の申請がございました。それぞれいろいろな困難な部分がございました。

豊島の関係で若干触れさせていただきますと、この問題の調停申請がございましたのは平成8年1月でございました。解決をしたのが10年11月、約3年かかりましたが、この間に調停現地調査を含め調停委員会は21回開かれています。その中で申請人のほうから、清掃工場を造る前の段階でダイオキシン調査が必要である。あるいは清掃工場を稼働したときに排出総量をなるべく少なくするような手立てが必要である。あるいは稼働前、稼働後に、例えば血液中のダイオキシン濃度あるいは母乳にあるダイオキシン、この量を調査する必要がある。これは、実はたくさんある地点でたくさんやれという申請の内容でございました。その内容を審査会の中で、審査会として両者の話し合いをする中で、結果的には申請人の申請内容に基づいて、ほぼ、それに沿った形で調停が行われました。それは逆に言いますと、被申請人は東京都でございましたが、東京都がその内容を十分にできる限りのことはやるという形で調停が成立したわけですが、この場合は3年もかかりました。

それからもう一つは杉並の中継所の問題でございしますが、杉並の中継所は平成8年4月。中継所といいますのは、各家庭からプラスチック類がたくさん出るわけですが、杉並区からそれを処分する中央防波堤まで持って行くにはたいへん距離がございまして、それを7台の車を1台のトレーラーに集約して、それで送ろうという装置を造ったわけですが、その場合、プレスをするときに有害ガスが出るという苦情がありました。まず公害審査会で平成8年の秋口から、その審査会に着手したわけですが、どうも両者、申請人側と東京都の意見が合わないということから、その原因を突き止めるために、国にあります公害等調整委員会にその裁定を求め、何が原因であるか確定、判断をしてくれということで申請人が国のほうへ申請を切り替えました。それもたいへん長くかかったのですが、今年の6月に一定の結論が出ました。その結論と申しますのは、稼働当時若干の問題があったということから大気汚染を引き起こしている、それによる健康障害があった可能性があるというような結論が出ましたが、そのような形で国と都の関係も今、若干もめましたが、例えば国の調停委員会にかかるものは、今申し上げたような原因の裁定をする、原因が何であるか突き止めて回答するという役割、それから県と県の境、広域的にわたるもの、これについてはそれぞれの県が対応するよりも国の立場で調停を行ったほうが良いということで、国のほうの機関で受け止めるという形になっています。

私のほうでお話することは、だいたい以上ですが、事務局のほうから若干質問がきていますので、その関係をお話しておきます。

審査会の活動に関する情報公開という話がございました。実は審査会については調停の作業でございまして、これは非公開でございまして、すべて公開をしません。ただ、公開をする場合

はどういうときかと言いますと、年間、国のほうへ各県から今年度はこういう内容を取り扱いました、これについてはこういう申請の内容でした。それに対して結論、調停はこういう形で終了いたしました。それを報告いたします。国のほうは各県の処理の状況を1冊の本にまとめて公表されるということで、基本的には都道府県の審査会が独自に発表するという形態は取っておりません。

ただ、たまにありますのは、先ほど申し上げましたような豊島の工場の問題あるいは杉並の中継所の問題、住民の方々、例えば豊島の場合1,000人以上の申請人がありました。そういう場合は、どうしてもそういった方々の運動としてやられている部分もございますので、その団体が発表されたという経過があります。私は、いわゆる公害審査会の事務局をやっておりましたが、事務局側から、あるいは審査会そのものがデータを公表するということはしておりませんでした。そのことだけお話をしておきます。

それから審査会の委員に先ほど15名は議会の承認が必要、承認を得ると言いましたが、会長は、15名の委員の中の互選で決めます。これまでは弁護士さんが会長をやられているのがほとんどでございます。それから会長が指名して調停委員会を作る、3人の委員を指名するわけですが、その3人の中でやはり互選によって調停委員長を決めるというシステムになっております。私のほうからのご報告は以上にさせていただきます。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。それでは質問をお受けしたいと思います。

(参加者 A)

2点ほど質問をさせていただきます。1点目は、いま例があったものは、ほとんど東京都が主体者、実施者であるものに対してクレームがなされて調停をしたということだと思えます。東京都が主体者、実施者でないものについての扱いにおける法的な根拠、裁判所に訴えることもできますし、そういった場合の法的な扱いをどう考えているのかというのが1点です。

2点目は、ちょっと異質な質問かもしれませんが、東京都以外の実施主体者のプロジェクトに対してファイナンスする機関、銀行とかが工場建設とか、あるいは改善とか、そういうところに資金を出しているところがあるかと思えます。そういう資金を出しているところというのが、こういう際に、話し合いをするときに責任ある立場を求めるのか、それともファイナンスというのは事業実施者とは別ということで、全くこういった中に入らないということなのか、そのことについてお聞きしたいと思います。以上です。

(小栗専務理事)

まず第1の質問でございますが、法的な問題でございます。おっしゃるとおり公害の解決、調停を行うためには裁判所で行うことも可能でございます。当然そちらのほうの方が本来あるべき姿かとも思えます。ただ、裁判の場合たいへんな時間、それから経費がかかります。特に原告になりまして、なぜ、それが起こったかというのは自分で説明をしなければいけない責任が出てきたり、いろいろ困難さがあります。それを解決するために昭和45年にこの法律ができたのですが、迅速で安価である、それで手続き的に簡素であるということで作られたシステムです。実は昭和35年に東京都が公害調整委員会というのを作りまして、その制度が35年から生きていたのですが、国のほうがその制度を法的に国の制度としようということで切り替えた部分があります。あくまでもこのシステムに乗れば時間的にも、経済的にも、手続き的にも容易にできるということで、このシステムができたものであるという理解をしていただきたいと思えます。

それから、2番目の話ですが、資金融資をしている例えば銀行が被申請人、当事者になり得るかという話ですが、私はそのケースはこれまでの公害審査会あるいは国の調停委員会の中で

は取り扱われたことがないと記憶しています。これから議論される話だと思いますが、実は私どもではその知識もありませんし、そういう形で呼び出されるということはないだろうと、私どものもっていました公害審査会の中ではないだろうと思います。

(矢島次長)

ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは小栗さんどうもありがとうございました。

それでは、よろしければ次の議題に移らせていただきたいと思います。まず私どもから要綱案についてご説明をさせていただいて、その後できょう同時にそれぞれ参加していただいている団体の方々から要望書というのをいただいておりますので、そのご説明をいただき、それから最後に今後の討議の進め方についてお話をさせていただくと、こんなことで考えたいと思います。

それではまずJBIC側から要綱案のドラフトに沿って説明をさせていただきたいと思います。

JBICからの異議申立手続要綱案の説明

(入柿課長)

国際協力銀行総務課長の入柿でございます。お手元にお配りしました「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン異議申立手続要綱(案)」というものについてご説明をさせていただきます。

最初のページは前文でございます、ここに至る経緯等についてとりまとめているところでございます。最初の黒マルにつきましては、そのガイドラインの中でどのように書いてあるかということでございます、ガイドラインの遵守を確保するためにガイドライン不遵守にかかる異議申立を受け付け、必要な措置を取ることがガイドラインに規定されているということでございます。それから私どもの認識としまして、そのガイドラインの遵守の確保、それから実際に発生している環境社会問題に対応することについては、極めて重要な問題であるという認識を示しているところでございます。

それから次の三つが、このパブリックコンサルテーションにかかわるところでございます。本年の6月以降パブリックコンサルテーションを開催して皆様からご意見をいただいているということ、この議論の成果のとりまとめ、まだ完全に議論が終わったわけではございませんので、こここの部分については今後の議論に応じてきちりと書き直していきたいと思っております。これまでのパブリックコンサルテーションでのさまざまなご意見がございますが、最初のところでは一部の先進国、輸出信用機関および民間向け投融資を行う国際機関には、投融資に関する紛争を解決してガイドライン遵守を確保するための異議処理部署が設立されているということでございます、さらに紛争解決のための対話を促進するとともにガイドライン遵守にかかる確認を行っているケースがあることが判明したと、ここは事実でございます。

それから、もっぱら遵守審査を行ってきた世銀のような国際開発金融機関においても、実態として発生している問題解決に向けての努力がさまざまな形で行われていて、異議申立手続きにそのような役割を期待する声も存在するというところでございます。

それから次でございますが、民間が主体となるプロジェクトにファイナンスを行う国際金融等業務と、それから政府間の合意に基づいて行われる海外経済協力業務の間には、例えば国際金融等業務においては民間企業が市場の監視にさらされていて、その途上国や我が国ですすでに司法制度等のチェックのもとにあること、それから競合先等により手続きが乱用される恐れがあること、情報公開において配慮する必要があること、民間ビジネスに遅滞なく対応する必要があること、他方、経協業務においては途上国の政府の主権等、外交上の配慮が必要であるこ

となど、異議申立手続においてかかる差異を反映する必要があることが確認されたということかと思えます。

それから国際金融等業務において諸外国とのイコールフットイングの観点から、各国の輸出信用機関が本行と同様の手続きを有しなければ意味がない、というご意見も指摘があったということでございます。こういった点を踏まえまして、今回ガイドラインにかかる異議申立手続の要綱案というものを定めさせていただいたわけでございます。これについては、今後手続き要綱がまとまったところで途上国の意見等を聞いて最終的なまとめをしていきたいということでございます。

次からが手続きの概要でございます。構成といたしましては七つの白マルで分かれております。最初は目的、それから基本原則、それから位置づけと役割、手続きの開始要件、それから手続きそのもの、プロセスでございます。それから情報公開、さらにはこの手続きの見直しと経過規定という構成になっております。さらにこの本文の後ろにそれぞれフォーム類のひな型を参考資料としてお付けしているということでございます。

まず異議申立手続の目的でございますが、ここは重要なところですので、読ませていただきます。「本行によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守、不遵守にかかわる事実を調査して結果を総裁に報告すること」、これが第1の目的でございます。さらに「ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境社会問題に係る紛争に関して、その迅速な解決のため当事者 - ここには申立人及びプロジェクト実施主体が入ると思えますが - 当事者間の対話を促進すること」、この2点を大きな目的として手続きを設計してみたわけでございます。

それから基本原則でございますが、六つ掲げておりまして、中立性、効率性、迅速性、透明性、補完性、濫用防止ということでございます。この中立性のところに、本件手続きの受け皿となります実施するものとして、名前が非常に官僚的で申し訳ないのですが、環境担当審査役という仮称でございますが、そういうものを設置するということを経験的なものとしております。その環境担当審査役が何をしなければいけないかと、それによって立つ基本原則は何かということを上の方の四つ、それから下の二つは異議申立手続きそのものの原則を掲げております。

まず中立性でございますが、その担当の審査役が中立的な立場からバランスよくすべての当事者の意見を聞かなければならないという中立性。効率性につきましては効率的な処理を行わなければならない。迅速性につきましては、これは後ほど手続きのところでご説明しますが、基本的には異議申立の受理の後、3カ月以内に報告書を出すということを考えております。透明性はさまざまな配慮は必要でございますが、原則は公開であるということ。それから補完性は異議申立手続きそのものでございますが、こちらの手続きについては当事者間ですでに行われている紛争解決に向けた努力と、それから我が国及び途上国における紛争解決の諸手続きが重複しないよう補完的なものでなければならないということでございます。それから濫用防止でございますが、異議申立手続きというものは真にガイドライン遵守の確保、それから当事者間の対話の促進に貢献するものとして濫用を防止していくということでございます。

3番目が環境担当審査役の位置付けと役割ということでございます。まず環境担当審査役の位置付けでございますが、本行内では投融資の担当部門から独立した総裁直属の機関ということで設置したいと思っております。さらにその審査役については、人格高潔かつ社会的信望が厚いという人を当てる必要があるということでございます。

それから2番目でございますが、この審査役が何をやるかということでございます。本行の投融資案件に関する具体的な環境社会問題にかかる紛争について、現地住民からの異議申立を受け付けて本行によるガイドラインの遵守、不遵守にかかわる事実を調査するというのが役割の一つ。それから2番目は、その調査の際に投融資部門にヒアリングを行うということでございます。

次が二つ目の大きな役割でございます。その上記の異議申立を受け付けまして、その処理に向けた現地住民、プロジェクト実施主体、その他関係者間の対話の促進を行うということでございます。

それから最後は、きっちりと報告を総裁に対して提出するというごさいます。

次が異議申立の手續開始要件です。これはいくつかのポイントに分けてごさいますが、まず対象案件です。これは当然のことながら本行の投融資案件に限りますが、本行がガイドラインを遵守しなかったことによって現実に重大な被害が生じているというふうにごえられる案件に対して行うことができるということごさいます。

それから申立人の要件ごさいますが、異議申立については、当該プロジェクトによって現実に直接的な被害を受けた当該国の2人以上の親族でない住民、1人ではなくて2人以上よりなされること必要であるということだごさいます。

3番目は期間ごさいますが、考えておりますのは融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に可能であるということごさいますが、もちろんそれ以外の期間になされた場合については、その旨を申立人に対して通知するのはもちろんごさいますが、当該プロジェクトの投融資の担当部署に対して連絡をする。その担当部署がしかるべく処理をするということだごさいます。

それから申立書の内容ごさいますが、こちらに申立の要件等を入れてるわけごさいます。それから言語ごさいますが、基本的には日本語または英語で記載されていることが原則で、必要であるごさいます。まずは申立人の氏名、住所、連絡先ごさいます。これはこちらから連絡を取る必要がありますので明記されていなければならないということと、それから偽名、匿名は認めないということごさいます。ただ、申立にかかる情報については向こうの要請による場合を除き、外部には公開しないということごさいます。

それから次が申立対象の案件、それから次に書いていただくのが実際に生じた具体的な被害、それから申立人が考えるガイドラインの違反の条項および違反の事実、さらにガイドライン違反と具体的被害の因果関係ごさいます。

それからG、Hごさいますが、まずはプロジェクト実施主体との協議の事実、それから本行投融資担当部署との協議の事実。こちらのほうごさいますが、基本的にはまず当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力をうながすということごさいますので、申立人のほうごさいましては、まず異議申立、ここにくる前にプロジェクト実施主体に対して協議を申し込んで努力を行うということかごさいます。

この中におかれま環境担当審査役ごさいますが、こちらのほうは当事者間において誠実な問題解決に向けた協議が行われていないという場合に手續開始を決定するということごさいます。

それから次の本行投融資担当部署との協議の事実ごさいますが、こちらのほうも同じごさいまして、本行の遵守、不遵守ということになりますと、まずは投融資の担当部署と協議をしていただくということが最初であろうということごさいます。それでもらちがあかないという場合に異議申立が行われるというふうにごさいます。もちろんそこところは十分便宜を図るということごさいます、当行の広報担当部署が当該案件の投融資担当部署の紹介等を随時していくということかごさいます。

それから次が情報公開の同意ごさいまして、申立人に対する情報、発言内容の調査により判明した事実は、すべての関係者が合意する場合および我が国の情報公開法に基づいて、その内容が公開されることがごさいますので、その旨に対して同意をしていただく必要があるということごさいます。

それから次のページごさいますが、記載事項の真実性にかかる説明。これは間違っていないということごさいます。虚偽の申請ではありません、ということを書いていただくということかごさいます。

それから5番目が並行二重手続きの防止と一事不再理ということごさいます。異議申立手続きが、より効率的かつ有意義に活用されるためということと、並行手続きの防止および一事不再理の観点から、我が国および途上国の訴訟行政手続きあるいは国際機関の手続き、その他の紛争処理手続きにおいて係争中のプロジェクトでないこと。それから過去に当該被害について紛争処理手続きが行われていない、すでにもう決着がついているというようなことではないこと。それから過去に当該被害について本手続きを活用していないこと。1回異議申立を行って、その結果が出ているものは受け付けないということごさいます。

それから濫用防止でございますが、濫用防止の観点からここに列挙してあるような目的で申立が行われたというような場合には、手続きを開始しないということになるかと思えます。ここで濫用の防止を図ろうという趣旨でございます。

それから次が具体的な異議申立手続のプロセスでございます。まずは申立の受理と申立人への通知ということで、当方における機関であります審査役は、申立書に申立人の氏名および連絡先が記載されている限り、申立受領後、すべての申立に対して原則として5営業日以内に受理したという通知を行うということでございます。

それから、ここから予備調査が始まりまして審査役が申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかをまず書面調査をします。不備がある場合には別途申立人に連絡して、その部分について補完していただくということかと思えます。

それから次は、今度は審査役が必要に応じまして申立資格の有無にかかる事実等について関係者にヒアリングを行う。さらに予備調査は特段の事情がない限り異議申立受理後、原則として1カ月程度で終了させて手続きの開始・却下の決定を行うということでございます。

さらに3番目が手続きの開始決定でございます。審査役が別添にフォームを付けておりますが、異議申立が本手続きの要件に合致して記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には手続き開始の決定を下しまして、その旨総裁および申立人に書面で連絡するということでございます。この申立を却下する場合、この段階で却下する場合には却下の事実と、その理由を総裁および申立人に対して書面で連絡するということです。この異議申立を却下する場合でも投融資案件の審査、モニタリングに有効であると考えられる場合には、当然のことながら投融資担当部署に対して異議申立を移送するということでございます。こうした移送を行った場合には、総裁および申立人に対して通知するということでございます。次は重大な虚偽がある場合ということでございますが、この場合は却下するということでございます。

それから4. が調査および対話の促進ということでございます。環境担当審査役がガイドライン遵守にかかる事実を調査するために投融資担当部署に対してヒアリングを行うことができるということでございます。ここから4. 以下が実際の手続きでございます。

次の黒マルが環境担当審査役が対話を仲介することができるほか、個別にヒアリング、これは申立人や住民であるとかプロジェクト実施主体そういったところに個別にヒアリングを行うことができるという規定でございます。

それから次は審査役がバランスよく聴取すべきであるということで、こちらのほうは中立性を保つという意味でございます。

それから次が、こちら若干重ねておりますが、審査役の活動中に申立に重大な虚偽があったような場合には、その段階でこれを却下するということでございます。

5番目が総裁への報告ということで、こうして審査役のほうで事実関係の調査あるいは対話の促進を図った後、異議申立受理後、3カ月以内としておりますが、3カ月以内にガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況および当事者間の合意について、これも別添に定めておりますが、報告書を作成して総裁に報告するということでございます。

それから2番目の黒マルはガイドライン遵守、不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守、不遵守にかかる事実について調査を要しないということで、当事者間の合意があるような場合には、その旨報告するということです。

それから次の規定は期限延長の話でございます。さらなる対話の仲介が必要であると判断する場合には、その旨報告書の中に記載するというので、この場合には2カ月の斡旋継続ということ認める余地を残すということでございます。

それから手続きとしましては、このように環境担当審査役が申立を受けて、それをこのプロセスに乗せるかどうか予備調査で決定して、本調査を行って最終的に総裁に報告するわけでございますが、それに対する投融資部門からのレスポンスということで、それが6. でございます。投融資の担当部署が原則としまして、これは環境担当審査役の報告が異議申立受理後3カ月以内になっておりますので、それ以降1カ月以内に環境担当審査役の報告書に対する意見と、それから今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策をまとめた意見書を総裁に書面で提出

するということでございます。

次がモニタリングフォローアップでございます。その後、そうした投融資担当部署の意見、それからもともとは環境担当審査役の報告書に基づいてモニタリングフォローアップを行っていくわけでございますが、これは総裁の指示に従って投融資の担当部署が行っていくということでございます。

次が情報公開の規定でございます。手続きに関する情報公開の仕方を掲げております。まずは異議申立の受理の事実でございますが、こちらのほうは原則として受領後5営業日以内に申立人に書面で連絡する、申立人には受理の事実を知らせるということでございます。それから異議申立について予備調査を終了して調査開始となった場合、または異議申立が却下された場合には、その旨書面で申立人に連絡する、それから異議申立が却下された場合には、当然のことながらその理由も書面で示すということでございます。

それから環境担当審査役の報告書、それから投融資担当部署の意見書については当事者間の合意に基づいてウェブサイトで公開することを考えております。

それからその他、環境担当審査役が調査と対話の促進を通じて知り得た情報については、当事者間の合意および法の定めるところによって公開していくということでございます。それから環境担当審査役は、その連絡先を本行およびサイトに公開して、それからパンフレットの作成配布、それから本行およびサイトでの広告などを広報関連部署が具体的にやることとなりますが、そこと連携しつつその存在、活動内容が広く周知されるように努力するということでございます。

こうした一連の手続きについて見直しと経過規定を入れておりますが、この要綱の見直しについては、原則としてガイドラインの見直しに合わせて実施するというところでございます。見直しについてはそれまでに蓄積された利用者間の意見、評価に基づき検討を行うということでございます。

それから次は、この要綱については平成15年10月から施行すると、これはガイドラインの完全施行と同じでございますが、平成15年10月1日以降実質的な融資要請に至った案件に適用するというところでございます。

以下、9～18ページまでが参考資料でございます。おさらいのために一番後ろを開けていただきますと、こちら側の手続きのチャート図になっております。もう一度おさらいですが、申立を受理しますと、受理の通知を申立人に5営業日以内を送るということ。それから関係者のヒアリングを含む予備調査を1カ月程度行って、手続きの開始、却下を決定します。この決定については申立人と総裁に通知をいたします。その後、調査と対話の促進の実施をしていただいて3カ月以内に報告書を総裁に報告する。このあと、この報告書に対する投融資担当部署の意見書を提出する、これが4カ月以内でございます。このあと関係者の同意に基づいて情報公開を行うのと合わせまして、投融資の担当部署によるモニタリングを行っていく。以上でございます。これが基本的に今回お出しいたしております異議申立手続きの要綱案でございます。

各団体からの提言の説明

(矢島次長)

次に、きょう要望書をいただいております三つの機関の方々からご説明をしていただきたいと思います。議長の判断ということで恐縮でございますが、順番は最初にNGOの方にご説明をいただきまして、2番目にプラント協会、エンジニアリング振興協会、それから日本機械輸出組合の3団体のご要望をお話いただき、最後に日本貿易会からお話をいただきたいと思います。それではNGOの代表の方、よろしくお願いいたします。

(メコンウォッチ松本氏)

メコンウォッチの松本と申します。青い表紙の提言書で、今のJ B I Cの要綱案に対しては、またいろいろと後で意見を言わせていただくとして、ここでは私たちの提案についてご説明したいと思います。最初の5ページまでは背景とか、今賛同している団体、個人のリストです。基本的には6ページから8ページの要約版を使ってご説明したいと思っています。

まず遵守のための異議申立機関というものの目的ですが、一つはガイドラインの遵守がなされなかったことによって環境、社会に影響が起きているかの調査、それから問題の解決に資するという2点。さらに、そうした経験をJ B I Cの政策の改善に結び付けるべきであると思っています。また結果として公的機関としてのアカウンタビリティを向上させるという四つの大きい目的があり、目的をどうとるかというのは私も非常に重要だと思っていますので、ここは強調したいと思います。

2番目に機関としては投融資部門から独立するべきであると、総裁直属であるということです。

3点目ですが、異議の申立機関というのは、被影響住民の視点に立った制度であるということが重要だと思っています。これはどういうことかと言えば、まず申立のしやすい言語である。例えば英語だけとか、そういうことではなくて、申立のしやすい言語で受け付ける。それから代理申請、匿名での申請ということ認める。この匿名というのは説明がありますが、申立機関の人たち、審査をする人には名前は明かさなければいけないのですが、基本的にそれ以外のところは匿名であるということ、また代理を認めるということです。丁寧な助言を与える。被影響住民というのは政策に詳しいわけでもないですし、しょっちゅう日本とのコンタクトがあるわけでもありませんから、丁寧な助言が必要である、それから先ほど裁判の例が出ていますが、やはり政策違反の証明というのを厳格に申立書に求めないと。これは被影響住民の立場を考えれば私たちは当然だと思っています。それから申立人が意見を述べる機会というのは、できるだけ多くもつ。また不当な嫌がらせを受けない。これは国際機関の場合よく起きています。申立をしたことによって不当な嫌がらせが生じる。それを融資機関として防止する対策を取る。また再申立、これも国際機関の場合起きてますが、新たな事実が見つかった場合とか、いくつか前提におきながら再申立を可能にする、というようなことが被影響住民の立場に立った制度ということで考えています。

四つ目は原則ですが、公平性、合理性、効率性。これを噛み砕いて言えば、やはり議論していくと結局そこに行き着くと思いますが、機関のメンバー、そういう人をどういう人にするかという選考が非常に大きくなってくると思います。我々は異なるステークホルダーによる選考委員会を作り、そこで選考過程を公開しながら選んでいくということを提言します。特にJ B I Cの投融資機関等から独立した調査を実施できる体制を整える。例えばアジア開発銀行の場合、そういう体制がなかったがためにたくさん問題が起きていますので、独自に調査ができる体制が必要である。かつ、その機関自身が事務局をもって情報公開を行っていく。いろんな機関を見た感じでいくと、申立に対してやはり半年はかかってしまうというふうに思っています。半年を目安に調査の結果と意見を総裁に出せるようにする。これは我々が言う効率性の部分になります。

この異議申立機関の権限についてですが、私はここは非常にはっきりと書くべきだと思っています。まずは1にJ B I C所有の文書に対しては自由で十分なアクセスが認められるべきだし、関連する企業から必要な情報、文書等の提出を要請、ここは要請に止まるのはやむを得ないと思います。それから相手国機関が持っている文書、あるいは調査のために現地を訪問する場合、これは必要な協力を日本政府に要請することができる。それから審査をしている間に事業が進捗して被害が悪化することが予想される場合、この機関は融資の中止や停止というのを総裁に意見を具申することができる。そして、その意見を出したということ公開することができるという権限を持つ。それからこうしたさまざまな権限というのは、やはり二国間の問題もありますので、融資契約などを通じて借入人等との間で合意をしておくということが必要だと思っています。

6、7は組織の話ですが、我々は二つの機関の設置を提案したい。一つはガイドラインの不遵守を審査するインスペクションパネル、もう一つは環境社会被害を解決するためのオンブズパーソンです。インスペクションパネルについては、これは比較的国際機関に準じた形での提案になりますが、申し立てられた被害がガイドラインの不遵守によるものかどうかを審査して、その結果に基づいて総裁に意見を述べるということを認める、そういう機関です。常設の事務局をもち、3人の委員でいく。1人でやるというのは大変だと思いますので、3人、奇数の委員が必要だと思います。また調査も厳正なものが必要ですので、調査員を雇用するか、独自に調査をする機能を有するということが重要だと思います。

その場合、とても気にしているのは、当該案件の融資契約が未締結の場合、もしこの調査をするという段階になった場合、融資契約の締結というのは、いったん凍結するということが重要だと思っています。これは今までのO E C F等の引き起こした融資に関する問題から我々が強く感じているところです。情報公開についても最終調査報告書はもちろんですが、節目節目で情報公開をしていく。手続きの詳細は本文のほうに書いてあります。

オンブズパーソンのほうですが、これは基本的にはどういうところから出てきているかと言いますと、世界銀行等を見ていると被影響住民、例えば非常に小さな国の山奥でダムによって被害を受けた人たちが、いったいどうやってJ B I Cのガイドラインと自分たちが今、直面している被害とをしっかりと結び付けて説明できるかということになると、いろいろと問題がこれまで世界銀行、アジア開発銀行等で指摘されてきています。したがって、そうした被影響住民たちの立場を考えると、必ずしも遵守をしていないという場合でなくても、そういう主張を被影響住民、申立者が言わなくても環境社会影響が起きているということをもっと重視すべきだと我々は考えますので、その場合はプロジェクトによって引き起こされた環境社会被害を解決するためにJ B I Cへの働きかけ、関係者間の調停など、柔軟な対応を行うこれも総裁直属の機関としてオンブズパーソンを設置する。すでに、このパブリックコンサルテーションで事例が出ているように、さまざまなケースがあります。これも独自の事務局を持って調査ができる体制を整え、調査員の雇用を確保するということが重要だと思います。この6と7に書いてある二本立てで私たちは提案をしたいと思っています。

目的のところ、政策改善に結び付けると書きましたが、これは8番に書いてあるようにインスペクションパネルとオンブズパーソンとの仮称遵守合同会議のようなものを設置して、これを年に1回開催する。異議申立によって明らかになったJ B I Cの政策上の課題、例えばこうした立ち退きに関してやはりもう少しちゃんとした政策が必要なのではないかとか、さまざまな政策上の課題を議論して政策の改善に対して総裁に意見を述べる。これによって、こうした異議申立制度をJ B I C自体の政策の向上に結び付けることができると思います。

9番目ですが、これもこれまでの国際機関の課題から出てくるわけですが、やはり調査の結果、例えば調停案が出るとか、あるいはJ B I Cの対応策が出るとかというようなことが、もし不遵守の場合にはあるわけですが、そうした対応策、あるいは合意した今後の対応策、そういうものに対して継続的にモニタリングを行って、そのモニタリングの結果を総裁、申立者に報告するというのもオンブズパーソンやインスペクションパネルの役割だと思います。ただし、ではいつまでもモニタリングをするべきかと言えば、現実にはそうはならないでしょうから、これ以上の関与は必要ない、もしくは効果がないと判断した場合、それぞれの機関関与の終了というものに対しては判断することができて、それを総裁と申立者に報告する。その場合関与は終了したということとちゃんと公開して、それに対して不満を持つ人の意見は聴取する。

最後10番目ですが、やはりガイドラインを遵守するというのは、組織としては非常に重要なことだと思っています。したがって、今回の異議申立制度というのは、現在4月にできている新しい環境社会配慮ガイドラインだけではなくて、それ以前の場合、それ以前に融資契約を結んでいるプロジェクトであれば、旧日本輸出入銀行の環境配慮ガイドライン、あるいは旧O E C Fの環境配慮ガイドライン、初版、第2版を含む、あるいはそれができるさらに前のプロジェクトの場合は、同様の役割を果たしていたチェックリストというのも異議申立の対象とするべきである。つまり、その異議があったプロジェクトの融資契約が結ばれた時点でJ B I

Cが適用していたガイドラインを、異議申立の中で適用していくということ、最後10番目として提案したいと思っています。

詳しい手続きについては、9以降ありますので、ここで全部説明するのはあれですが、ひとつ言っておきたいと思っているのは11ページです。これはインスペクションパネル、オンブズパーソン両方にかかわるところです。JBICの環境社会配慮確認が始まってから融資の返済終了までを対象とするということは強調しておきたいと思います。新しい環境社会配慮ガイドラインでは、環境社会配慮を始めた段階でその情報を公開することになっていますので、その時点から融資返済終了までが異議申立ができる期間であると私たちは考えています。

それから最後22ページですが、これは今、簡単に申し上げた提案に沿った形で異議申立制度を作ると、こういう流れになると考えています。さまざまな国際機関の問題点も考えて、たしかに審査が長すぎるといことは、企業にとっても、あるいは影響を受けている住民にとっても好ましいことでないことはたしかですが、しかし短くするといっても、やはり現実には限界があるもので、我々は一つずつ精査して見た感じでは、やはり全体で140業務日、約28週間、半年近くかかってしまうのではないかというのが私たちの考えです。これを見ていただければ分かりますが、申立者が異議申立機関と接する機会というのをいくつも設けておりますし、我々の最初の目的原則にしたがってこういうような提案をしたいと思っております。以上です。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。それでは日本プラント協会、エンジニアリング振興協会、日本機械輸出組合からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(日本プラント協会)

社団法人日本プラント協会、財団法人エンジニア振興協会それから日本機械輸出組合、3団体を代表してご説明申し上げたいと思います。まずはじめに、3団体を代表して要望書を8月28日に提出したところでございますが、この要望書につきまして、ご関係の方の前で発表する機会、説明する機会を与您いただきまして、まず感謝申し上げたいと思います。

私ども3団体、お手元にお配りしております紙の3ページ目の一番下のほうに注の中で書いてございますが、先般JBICにおきまして新環境ガイドラインが設定されます折りに要望事項を出してございますが、その中でガイドライン不遵守に関する異議申立につきまして、このルールというものが現行ガイドラインの新しいルールということで、このルールが海外競合企業等から作為的に濫用されまして、プロジェクトの進捗を阻害しかねないような事態も予想されるということで、特にイコールフットINGの観点からの制度の検討ということをお願いしているところでございます。したがって、このイコールフットINGの観点に立ちまして、今回詳しく要望書を提出しているということでございます。

まず私どもは、この要望書のタイトルにも書いてございますように、ガイドライン不遵守への異議申立にかかる要望書ということで、不遵守である場合に異議申立がなされるということでございます。遵守しているにもかかわらず異議申立がなされるとか、そういうことは対象にはならないということで、この異議申立制度につきましては、不遵守の場合に対して適用されるという理解で要望書を出してございます。

それから本文に入ります前に、前文を少し付けさせていただいております。これは異議申立ということに対して焦点を当てているわけでございますが、そもそもこの融資対象となるプロジェクトの性格がどういうものであるのかということで、少し狭い視点に立つよりは、少し幅広い視点に立ってからの異議申立に望むべきではないか、ということで前文に書かせていただいているわけでございます。と申しますのは、JBICが融資を行う海外での事業でございますが、これにつきましては主として発展途上国等、相手国にとりまして持続的な社会経済発展に大きく貢献するプロジェクトが大半かと思っております。こういったプロジ

エクトは、地域経済格差の是正、あるいは衛生状態の改善、あるいは電気供給というようなことを通じまして文化的生活を確保する、あるいは環境改善等多くの貢献をするということで、相手の国にとりましては1日も早い事業の実施が望まれているものではないかなと考えているところでございます。

そういった中で、もちろん新環境ガイドライン遵守は当然のことですが、それを遵守しつつ、相手国に対しまして必要な事業の推進という面を金融面から支援する、というのがJ B I Cの使命と考えているわけでございます。したがって、冒頭申し上げましたように、この異議申立の運用につきましては、新環境ガイドラインの不遵守が明確な場合に適用されるものということであって、かつ、民間企業によります健全な商業活動を必要以上に阻害するものであってはならないと考えております。

またこの異議申立の中での運用でございますが、国際金融等業務と、それから海外経済協力業務と二つのものがあるわけでございますが、企業秘密、あるいは市場競争への配慮ということを考えますと、国際金融等業務の場合と海外経済業務とは別個の配慮が必要と考えております。この検討の際に、これまでJ B I Cのほうでいるんな例をご説明いただいております。この中に世銀、あるいはI F C、アジア開発銀行等の国際開発機関の制度の説明がございました。しかしながら、私も業界のほうから見てみますと、国際開発機関というものは国内の裁判制度等をもっていないということで、裁判制度に拘束されないということでございまして、また金融機関の分野では、各国金融機関を越える独特の地位と役割をもっているということでございまして、したがって、性格がかなり異なるのではないかと。かつ、国際開発機関の場合には融資決定と実施が同一機関でなされるわけでございますが、例えばJ B I Cの海外経済協力業務の場合につきましては、決定は日本政府が行うわけございまして、その実施をJ B I Cが行うということで、一体化してやっている国際開発機関とは基本的に差があるというふうに理解しております。

したがって、以上申し上げたようなことから国際開発機関における異議申立制度、インスペクションパネルとか、あるいはオンブズマンというのがありますが、これを前例として議論を進めるということは適確でないと考えております。かつ、ODAとO O Fにつきましては、異議申立の内容を別個に配慮するというにつきましても、これまでの先進諸国の例等を見ても明らかでございまして、そういうふうな配慮をぜひお願いしたいと考えております。かつO O Fにつきましては、先進諸国の例を見ましても、内部対応による弾力的な措置という形になっていると理解しておりますので、そういった現実的な措置が必要ではないかという観点で冒頭に書かせていただいております。

それでは3枚目に入りまして、具体的な要望でございます。まず適正なる運用ということで、新環境ガイドラインを制定したわけでございますので、これを不遵守するという場合の異議申立、あたかも不遵守を促進するようなことはおかしいということで、まず基本的にはどうやって遵守を進めるかというところの視点が重要だと思っております。したがって、J B I Cの融資関連業務の中で遵守に努めるということで、不遵守がなされないような努力が必要かと考えております。万が一、異議申立があった場合につきましては、どの条項に不遵守となっているかというのを確認いたしまして、濫用防止を図りつつ適切なる運用を図ることが必要だと考えております。

その際の適切なる運用にあたっての基本的な原則でございますが、5点ほど必要だと考えております。

1点目がイコールフットイングでございます。各国政府機関の異議申立制度を慎重に検討いたしまして、本邦企業の海外企業との公平な競争が阻害されないこと、というのがまず必要であるということでございます。

2番目は、客観的中立的判断の確保ということでございます。プロジェクトには多くのステークホルダーがおられるわけでございます。もちろん異議申立者の意見を聞くわけでございますが、それ以外の多くのステークホルダー、すなわち事業実施主体者、あるいは相手国政府等、幅広く意見の異なるステークホルダーから意見を聞きまして、中立的な判断を確保する必要が

あるということでございます。

3番目は相手国主権の尊重でございます。相手国におきまして裁判等の制度があるわけですが、プロジェクトの推進につきましてメリット、デメリットを考えながら政府が決定する、あるいは行政サイドが決定するというところで動いているわけでございます。いたずらに、ガイドライン遵守はもちろんでございますが、相手の国の主権を犯してまで介入を避けるようなことは、ぜひとも避けるべきであるということでございます。

4番目は情報公開における企業秘密配慮ということで、情報公開にあたりましては、企業秘密保持の観点からの配慮を、ぜひ、いただきたいというお願いでございます。

5点目は費用負担および経済性確保でございます。国民負担をできるだけ少なくするという観点、あるいは民間業者に不必要な追加費用を発生しないということで、民間業者への転嫁は避けていただきたいというのは当然でございますが、必要以上の過大なる国民負担を招くことのないようにご配慮いただきたいと思っております。

それから異議申立の対応組織でございますが、基本的に私ども、諸外国の例を勉強させていただきまして、あるいは、これまでJ B I Cのほうでも異議申立等を受け付けておられると聞いておりますが、そういった中で、現存する内部処理の体制で何か問題が発生したということは特に聞いておりません。したがって、内部処理体制の整備で十分対応可能ではないかと考えております。この観点から、これまでの対応ぶりを踏まえまして、過大なる措置とならないような配慮を要望したいということでございます。

それから異議申立受理の要件でございますが、3点ほどございます。

第1点目は相手国の諸制度で係争中となっているものは対象としないということでございます。

2点目は申請者でございますが、対象事業により負の影響を受けている地域住民を代表する者ということございまして、言外には直接の利害者ということでございます。

3点目は申立受付の期間でございますが、そもそもプロジェクトにつきましては各国におきまして、それなりの意義をもって推進されるわけでございますので、期間につきまして融資契約締結後、貸付実行完了までの期間に限定されることということでございます。

それから最後に異議申立、これが濫用されることというのを非常に業界としては心配しているところでございまして、不適切な異議申立によりまして民間事業者への損害、被害が生じないような配慮をぜひたまわりたいと考えているところでございます。以上でございます。よろしくご配慮をお願いしたいと思っております。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。それでは最後になりますが、日本貿易会のほうからよろしくお願いいたします。

(日本貿易会)

日本貿易会の為替金融委員会はJ B I Cとの業務接点が多いところでございます。今回の環境ガイドラインに関する異議申立手続につきまして、これまでフォーラムでご説明、ご紹介いただきました点を踏まえた上で、今回8月16日に私どもがご提案をさせていただいた次第でございます。

まず最初に、簡単にこの提言に至りました背景をご説明させていただきます。ご案内のように日本貿易会といたしましては、99年に策定いたしました商社行動基準の中で地球環境の取り組みを経営の理念と姿勢として位置付けており、本年2月にその精神に則り環境行動基準を策定いたしました。海外展開における環境配慮をその中で再確認いたしております。私どもは国内外におきまして、さまざまな製品、サービスを提供するとともに、海外生産、開発輸入等、さまざまな活動を展開しております。こうした海外事業を展開するにあたりまして、J B I C

の資金を活用させていただく場合があるわけですが、別の言い方をすればJ B I Cの資金を利用する、しないにかかわらず、環境社会配慮を積極的に進めることは企業にとって重要な課題であるということは論を待たず、市場からの監視、または社会的責任という観点から、環境社会配慮は企業の存続そのものにかかわるイシューであるというところを私どもは認識している点を、ぜひご理解いただきたいと思っております。

こうした中で、今回のガイドライン不遵守の場合の異議申立手続きにつきまして、民間企業が実施主体となる国際金融業務におきましては、諸外国企業との公平かつ公正な競合を担保する、また企業の自発的紛争解決努力を尊重する、ビジネス遂行上のコンフィデンシャリティの保持という観点を踏まえて、制度の構築が必要と思慮しております。お手元に配布されております為替金融委員会といたしましての提言書に関しまして、今までの説明と重複する部分がございますが、2ページ目の提言内容、目的につきまして読み上げさせていただきます。

まず目的といたしましては、国際金融業務の異議申立手続きは、企業の紛争解決に向けた努力を尊重しながら新環境ガイドラインの遵守、不遵守を確認し、紛争解決に向けた当事者間の対話を促進することを目的とすべきと思っております。

続きまして基本原則として6点ここに挙げさせていただきます。

まず第1点、専門性をもって迅速に紛争解決に貢献し、紛争を長期化させないこと。

第1点、本邦企業がOECD加盟国企業と、先ほど申し上げましたように公平、対等に競争できるように各国政府およびECAとのイコールフットイングという原則が保てるように対応すること。

第1点、企業と住民の自主的な紛争解決に向けた対話を促進し、自主的な紛争解決の努力、企業の自主性というものを尊重したうえで、それに補完的なものであること。

第1点、中立性を保ち、一方的な立場からではなく企業と現地の住民からの声にバランスよく耳を傾けること。

第1点、必要以上の国民負担をかけることのない最小規模のものとすること。

最後の点でございますが、手続きは政治目的、競争目的で濫用されることなく、真に住民との対話を促進するものであること。

続きまして3番目の部分で、組織、機能につきまして4点挙げさせていただきます。まず専門性を発揮する観点からJ B I C内部に、独立した総裁直属の異議処理部署を設立し、企業の声と地域住民の声をバランスよく聞きながら、国際金融等業務の手続きに精通した人材を行内から登用すべきと思っております。またその部署は、コストは最小限に押さえる観点から最小規模のものとし、ガイドライン遵守にかかるその調査と当事者間の対話の促進に注力すべきと思っております。

異議申立の要件につきまして4点ここに記載させていただきます。

まず1番といたしまして、これも繰り返しになりますが、自発的な紛争解決の努力に影響を与えないこと。

2番目といたしまして企業は常に我が国、途上国において司法のチェックにさらされているわけでございますから、企業、住民間の紛争が係争中でない場合に限り、受け付けられるべきであると思っております。

3番目に手続きの濫用を防ぐため、申立資格はプロジェクトによる影響を受ける住民に限定されるべきであると。

4番目に異議申立の受理はビジネスに過度の影響を与えないよう、融資契約締結後、貸付実行終了までの期間に限定して、住民からの環境影響に関する懸念が示された場合には、融資契約締結前は投融資部門の通常の審査プロセスの中で処理され、貸付実行終了後はモニタリングのプロセスで処理されるべきと思っております。

最後になりますが、情報公開につきましては、これも繰り返しになりますが、企業の秘密保持のため、すべて当事者間の合意に基づき行われるべきだと考えております。以上、簡単でございますが、ご説明させていただきました。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。きょうは、たまたま私どものほうからの要綱案というタイミングに合わせて三つの要望書をいただきました。これからまた審議の過程で、また別の団体の方から要望をいただくことは十分あり得ると思いますので、むしろそういうことがございましたら積極的に参加し、提案していただければと考えております。

今後の議論の進め方

(矢島次長)

それでは、きょうの最後のお話でございますが、今後の討議の進め方ということでございます。まず全体のスケジュールでございますが、これはこれまでも繰り返しお話をさせていただいているように、10月末を目途に議論を収斂させていきたいと考えております。これまでは開催日がはっきりしておりませんで、ご迷惑をかけた点もあるのかなと思っておりますが、これから実質的な討議ということでございますので、まずは定例の開催日として2週間ごとに金曜日、4時から6時ということで決めさせていただきたいと考えております。そういう意味で次回は13日ということでございます。審議の過程で、それでは回数が足りないのではないかということになってきた場合には、臨時の開催をさせていただきたいと思っております。したがって、今後は定例の会議、あるいは臨時の会議も含めて会議の終了の際に、ご意見がございましたらたまわって、その点を勘案しながらここでの皆様方の意見が集約していけば、臨時の開催を行っていききたいというように考えております。

私どものスケジュールとしましては、10月末でご意見をたまわったところで案を作りまして、その後の手続きという意味では、日本でコンサルテーションを開かせていただいております関係が非常に強いのですが、途上国の代表の方々からのお話はまだ全然たまわっておりませんので、そういう意味では10月末で議論を収斂させた後で途上国の方々のご意見、むしろこういう方向で考えているという説明をさせていただくという段取りになっていくのかなと考えております。

それから次に、今後の討議の仕方と具体的にどういったような討議をしていくのかということでございますが、次回の開催は2週間後の13日ということにまずさせていただきまして、その間にきょう現在で先ほどお話ししましたように、私どもの案プラス3団体の方々から要望をいただいておりますので、私どものほうで、今後の議論を効率的に進めるために論点整理を行って、それを次回、そういう意味では若干時間をいただきたいと思っておりますが、2週間後に開催するときに論点整理を作成して、それを皆様にお配りして、基本的にはいただいた要望の具体的な整理の仕方というのは、目的から始まってきまして、かなり似たようなプロセス、章立てになっております。そういう意味では、最初は目的ということからスタートしてくるのだらうと思っておりますが、順番に討議をいただくと。私どもといたしましては、むしろいろいろなバックグラウンドの方々から広く意見をたまわるとというのが今回のパブリックコンサルテーションフォーラムの趣旨でございますので、さまざまな立場の方から、それぞれの項目について議論をいただきたいと考えております。

そこで議論をいただいたところが、その場ですぐに合意に至るとか、意見の一致を見るということでは必ずしもないのかなと思っておりますが、一度それぞれの立場でそれぞれの方々からのご説明をいただいた後で、それを踏まえまして、私どもとしては次の段階としてセカンドドラフトというような形で提示させていただいて、それについてまたご意見をたまわっていくというような形で議論を進めていきたいと考えております。

国際協力銀行が考えております議論の仕方というのは、今、申し上げたような点でございます。それではご意見をたまわりたいと思っております。

(F O E 松本氏)

説明ありがとうございました。4点ほどコメントがあるのですが、一つは先ほどセカンドドラフトを作ってもう一度議論を……、ということでしたが、それはひと通り全部議論をした後でもう一度セカンドドラフトを出していただいて、もう一度議論をしていくということですね。私ども、その進め方は非常に重要だと思っております、議論がどういうふうに集約されるのかということ、JBICのほうだけに任せてしまうというのは、どうなのかなというふうに…、と言いますのは、この案そのものをJBICのほうで作成されているわけですから、そこが非常に気になっているところで、できますれば、議論をした内容について次回リバイズしたものを提出していただき、確認しながら進めていくという方法ができれば一番いいのではないかと考えているということが1点目でございます。

2点目ですが、先ほど矢島さんのほうからご紹介がありましたが、実際その議論がまとまらないポイントというのがあるかと思えます。そういったポイントに関しては、引き続きアドホックな形で議論を、例えばこれだけの人数でどれだけ効率的な議論ができるのか、ということ、私は非常に懸念しております、場合によっては小グループでの議論というものも議論の進め方によっては、ぜひ検討していただきたいということです。

3点目ですが、先ほどちらっと申し上げましたが、その要綱案というものがJBIC自身から出ているわけですから、それに対する意見をJBICが取りまとめるというよりも、やはり中立的な立場の方にファシリテーターになっていただいて、その議論をまとめていただくということが必要ではないかと考えております。

4点目ですが、先ほどおっしゃっていただきましたように、やはり日程の調整というものが最低限必要かと思えますので、主だった意見をすでに出されている方々との日程調整、今、2週間ごとに金曜日ということですが、もし主だった方がどうしても金曜日に調整がつかないということがあれば、あるいは場合によっては調整していただくようなことも検討していただきたいという、その4点でございます。

(矢島次長)

私どもの考えていることを少し順番にご説明をさせていただきます。私どもの考え方は一度すべてについて、これが1回で終わるのか、あるいは2回になるのか、ちょっとよく分からないところはあるのですが、論点整理をさせていただきたいと思えます。途中で途切れて次回ということになり、その箇所だけアmendしてさらに提出するというよりも、それぞれの条項がかなり絡み合っていて、関係のある条項というのがあるのだらうと思えますので、そういう意味でも、一度通させていただきます、その後それを踏まえたいうえで、全体に直した箇所を当然見え消しで分かるような形にして提示させていただくというほうが、むしろ全体像が分かりやすいのではないかと考えております。

それから小グループの議論、アドホックということでございますが、基本はこの会を開かせていただく最初にお話ししましたように、広く皆様方の意見を私どもとしてうかがいたいということでございます。そういう意味では、小グループになりますと、当然排除ということではないですが、一部の方の意見を伺うということになりますので、そういう意味ではあくまでパブリックコンサルテーション、この場でご議論をいただきたいと考えております。ただ、先ほどお話ししましたように期限として10月末ということで考えておりますので、そういう中で、かなり最終期限に近づいたような段階で論点がいくつかに絞られて、それをお話されている方というのが、かなり限定されてくるというような場合には、そういうことが考えられるのではないかと考えております。

それからとりまとめのところ、これはもともとの最初の論点整理のいろんな方々にいらしていただいて講演をいただく際からご指摘のあった点でもございますが、やはり私どもいろんな方々から意見をお聞きしたうえで、最終的には私どもの内部手続きを決める、そういうプロ

セスでございます。そういう意味でも、私どものほうで事務局をさせていただきたいと考えております。

それから日程は、むしろ前広に日にちを決めておいたほうがいいのなかということでご提示させていただいておりますが、当然この場で定例の開催日というのをお話ししましたが、だからといってホームページ上でということは何も連絡しないということではございませんで、通常のように連絡をさせていただきたいと思っておりますが、非常に参加人数が少ないとか、あるいは個別にご要望をいただいて、どうしても次は無理だということ、今、申し上げましたように、ある意味では前広に日程を申し上げておりますので、何週間か後がどうしてもダメだというようなお話を前広にいただければ、これまた前回、それに先立つ前の回でお話して、ご賛同が得られれば変えるということがあるのかも分からないのですが、ただ実際問題としてそういうことをやっていると、なかなか日にちが決まらないということもございまして、その辺はぜひご理解いただきたいと考えております。

ただ臨時に開催する場合には、それは定例とは別に臨時もあり得べしということで、まさにそういう意味では臨時ということを開かせていただくというお話をしつておますので、その場合には間の、必ずしも金曜日ということではなく、お話を前回、次は臨時が必要だということをご提言いただければ、それで意見の集約を見るようであれば、そのときにはまた別途日にちというのはご都合を聞きながら、ということにはできるのなかと考えております。ほかにございませんか。

(メコンウォッチ松本氏)

メコンウォッチの松本です。今の点についてですが、論点整理をされるというのは私も賛成ですし、それに基づいて議論をしていくということはいいと思います。やはり今のいきますと、出られない人たちというのは実は私たちの仲間には結構います。やはり仕事でここにかかわれる人はいいのですが、かかわれない人たちがNGOの中にはいっぱいいます。もしそういう人たちが参加できないのであれば意見を事前に送りたいということもあるわけで、その場合論点整理については、やはり事前に配る紙を発表させていただきたいと、多少の余裕をもって外に出していただきたいというのが一つ大きい要望としてあります。

それから今、FOE松本さんが言ったアドホックなディスカッショングループとかいうことについては、今は決めないにしても、始めてみてえらい紛糾するというようなときには柔軟にまた検討するということにさせていただければと思います。ただ、まとめ役については改めて今の矢島さんの意見に対しては、やはり私は疑問をもっています。これははっきりと言ったほうがいいと思っているのですが、「こうこうこういう議論と、こうこうこういう議論がありました、ではそれを持ち帰ってJ B I Cで検討してください」と。少なくともそういうことを言う人は、物事を進めるうえでは必要なのではないかと、おそらく矢島さんがそこにいれば、「きょう皆さんからうかがったことをもとに次回こうします」という感じで、きょう皆さんからうかがったことが何だったかというのを、やはりリマインドするのは難しい。そこにバイアスがかかってしまうと思うので、そういう意味では、矢島さん自身がもっと積極的に発言するためにも、私は誰かがファシリテーターになったほうが矢島さんの重しも取れるし、率直な議論ができるのではないかと私は思います。これは最終的には皆さんの意見で決まることですので、私はそう思っています。とりあえずは以上です。

(発言者A)

1点だけになりますが、J B I Cの異議申立制度でございますが、各国の金融機関の異議申立制度との関係とか、あるいは先ほど矢島さんから話がありましたように、この制度の運用については相手の国のほうも影響を受けるわけでありまして。例えば相手の国の人がこの場におられるわけでもございませぬし、あくまでもこの場というのは、J B I Cが諸々の要素を踏まえ

まして決断する際の参考としている人々から意見を聞きたい、あるいは要望も聞きたいということで設けられているというふうに理解をしております。したがって、私ども業界のほうとしても立場を明らかにして要望書を出しているわけでございます。そういったいろんな立場の異なる人がいるわけですが、その辺を踏まえまして、やはり決めるのはJ B I Cであるわけでございまして、その際にいろんな人の意見を聞くということでこの場があるわけでございますので、個人的な意見になりますが、J B I Cの矢島さんの司会で十分ではないかと思っておりますし、また諸外国の観点もありましようから、この場は決める場所ではなくて、いろんな方の意見を自由に聞いていただいて、それでできる限りJ B I Cの決断のご参考にいただきたいというふうに理解をしております。そういう観点で私どもも要望書を出しているということかと思っております。以上でございます。

(矢島次長)

先ほどのメコンウォッチの松本さんのお話のコメントに対し、お話させていただきたいと思っております。論点整理でございますが、これは事務局にはっぱをかけて事前にご連絡するというようにさせていただきたいと思っております。それからファシリテーターのほうは、繰り返しのお話にもなるのですが、たしかに今後は実質的な討議に入ってまいりますので、ご懸念は言いっ放しになるということなのだろうと思っておりますので、そういう意味では、実質討議の後で最後に何か分かっていただいて、どんなことがきょう論じられたというようなことを整理して、私のほうからお話をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

(F O E 松本氏)

先ほどのファシリテーターのお話ですが、「決めるのはJ B I C」とおっしゃっていらっしゃいますが、このコンサルテーションの場では、コンサルテーションの意見をまとめるということが一つの目的になっていると思っております。それは必ずしもJ B I Cの方でなくてもできると思っておりますし、むしろ私どもはJ B I C以外の方にやっていただいたほうがいいと思っております。ということは、もう一度改めて申し上げたいと思っております。

それと先ほど申し忘れたのですが、全体のプロセスの中で10月以降に途上国のほうの説明を聞いて意見を聞く、ということをおっしゃっていらっしゃいましたが、実際この異議申立の制度を使うことになるのは、被害を受ける住民の方々になるのだと思っております。ぜひそういったN G Oや住民の方への説明、意見というものもあわせて行っていただきたいと思っております。

(矢島次長)

今、具体的に今後の、まさにどういう方を対象に、とりあえず政府の方というのは非常に重要なステークホルダーで、かつこの場にいらっしゃらない方ということですので、ご意見はたまわらなければいけないと思っております。それ以外の、将来影響を受けるであろう方々への説明ということになりますと、ちょっと今、方法が浮かばないこともありますので、そこは少しどんなことをやり得るのか検討させていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(発言者 B)

このガイドラインの要領と提言について、もう少し早くにちゃんとした専門家に一度しっかりとコメントをもらっておいってから議論をしたほうがいいのではないのかな、というのが率直な感想です。というのは、ガイドラインというのが、いかにして守られるのかということとを全く無視してできあがっているし、そういった前提が全くなくてこの提言というのが企業さんのほうからは出されている。自主ガイドラインというのはいろんな国、特にオーストラリア

とかカナダのほうでは、かなりしっかりしたものができていて世界最高レベルのものが、特に鉱山とか、あとはそういった大規模な……。

(矢島次長)

できれば討議の仕方に絞ってご発言いただければと思います。

(発言者 B)

そのときに、何で制度を遵守できないのかという、そういった基本的なことが分からないでガイドラインを作っていたり、提言をしている。これは無意味な議論になるのではないか。ですから僕はバイアスかかってますから、もっとしっかりとした人に、ある程度コメントをもらって、という作業もかなり早めにやっていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

(矢島次長)

おっしゃっております専門家の方というのは、どういう方を念頭におかれているのですか。

(発言者 B)

別にどういう方でもいい、開発もしくは制度というものが、どのように機能するのか、もしくは機能しなかったのか、こういったのは世界のほうでは10年ぐらい前からかなり集中的に研究されていますし、そういった研究の蓄積というのを完全に無視した形でこれができあがっているのではないのかと。要するに遵守をすることが前提になって、もしくは遵守をするのをチェックするというときに、では本当にそれが機能するのかどうかと。それが今現在開発の現場では問題になっていて、その制度をどういうふうに作っていくのか。それが完全にここでは欠如しているというのが私の個人的な感想になっています。

(矢島次長)

ご発言の趣旨は、ガイドライン全体にかかってくるお話なのかなと思いますけれども、この場合は、異議申立の手続きについて議論させていただいているという意味では、この部分だけご覧になると、全体像とはちょっと違うのではないかと思います。ありがとうございました。

よろしければ、今回は13日の金曜日ということで、同じ時刻でお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、もう一度、開催要領についてはホームページ上でご連絡をさせていただきたいと思います。私どもから提示させていただく論点整理はできるだけ早く、と言いましても何日前というのはちょっと今ははっきり言えませんが、前広にご連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上